

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取ることのないようお願いいたします。

細かくは御説明しませんけれども、過去の四つの事件と比べて、今回の特徴は四つぐらいあるかなと思つております。

まず第一に、死刑確定から再審開始決定までの期間が長いということです。

これまで一番長かったのは、一番の免田事件であります。この免田事件は、再審請求が第六次まで行われまして、その第六次で再審開始決定がなされるまでの期間が大体二十七年です。それに対して、今回の袴田事件では、再審請求は第二次なんですが、開始決定まで三十四年もかかっている。つまり、非常に長い時間がかかったということが一点目です。

それから第二に、この再審開始決定なんですけれども、今回の特徴としましては、静岡地裁という、従前、死刑判決を下した裁判所においてこの決定がされたということです。

ほかの四つの事件で見ますと、再審請求がされた場合に、まず、死刑判決を下した裁判所で決定されるんですけども、そこでは棄却になつて、その後、上級審で覆つて再審開始に至つていると、いうことがありますから、この点も一つ目の特徴として挙げられるということです。

それから第三として、再審事由として、死刑判決の決め手となつた物的証拠について、きのうも

ちょっと細かくて恐縮なんですが、過去に死刑が確定した事件について再審開始決定が確定した事案ということを一覧表でまとめました。一番から免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と並んで、最後に袴田事件ということです。

すが、いざれも自白の信用性が否定されて再審開始決定に至つてゐるということです。これが三点目。

それから、最後四点目ですけれども、再審開始決定後、直ちに身柄が釈放されたということです。

ほかの事件では、再審開始の決定が確定して、それから再審が行われて、無罪になつて初めて身柄が釈放されたということで、ここも大きく違うことです。

以上を指摘した上で、これから質問に入らせていただきます。

まず、第一の指摘した点に關係して、死刑囚や被害者遺族の心情がしろにされているのではなかということです。

袴田さん自身も、死刑執行の恐怖と向き合う精神的苦痛の中で、精神的に病気を抱えられたといふふうに仄聞しております。また、遺族にしても、いつまでも事件が終結しないことによつて、次への一歩を踏み出せないまま、思いを引きずつてしまふということがあります。

再審請求の手続を明確にして、予測可能性を持たせて、期間も短縮すべきではないかと思つております。

ちなみに、今の再審の規定、刑訴法にありますけれども、第四百四十五条に「事実の取調」という条文はありますが、余り細かいことは決められていなくて、これではどのような手続でいつまでかかるのかということが事前には読めないというところで、先ほど言ったように、被害者あるいは死

刑囚に対して余りに心情をおもんぱかっていないのではないかというふうに思います。

この点について、大臣からの御所見をお願いします。

○谷垣国務大臣

袴田事件については、今委員は、死刑確定から再審開始決定まで三十四年というふうにおつしやいました。特に、平成二十年の四月に第二次再審請求がなされまして、ことしの三月二十七日にその第二次の請求の中で再審開始決定がなされた。そうすると、今三十四年とおつしやいましたけれども、その申請からこの決定まで六年かかっている。私は、むしろ、まず三十四年といふのは一次がございましたから、そこが一つ意味のある、意味のあると言つたら語弊がありますが、数字かなというふうには思います。

ただ、私も、今回、再審までどうなつてているのかと多少事務方からもいろいろ聞いてみまして、もう相当、年間、再審請求はあるようございまして、大部分のものは短い時間で処理されているけれども、やはり難しいと言うとなんございま

すが、先ほどお挙げになりました四大再審事件と言われるようなものは、いずれも相当長期間を要していることは事実でございますね。

それで、この袴田事件については、いまだ継続中のものでございますので、私の方からその件については詳細なコメントは避けるべきであるといふうに考えておりますが、先ほどのようなことを申し上げますと、できるだけ裁判の迅速の要請というのは他方であるわけありますが、相当個別の要素もあるんだろうというふうに私は思つて

おりまして、長短を一概に言うことはなかなか難しいのかなと思いますが、私としても、今後よくこの点は勉強していくないと考えております。

○階委員

事務方で結構なんですが、再審開始請求の審理をどうするか、どういう手続で進めるかという事について普通の公判手続と違つて余り規定がないと思つていて、先ほど、四百四十五条、「事実の取調べ」ということを私ちょっと挙げましたけれども、何かほかに、こういう手続の流れで進んでいきますよというものはありますか。

○林政府参考人

御指摘の再審請求審の手続の構造でございますが、まず、基本的に通常審は、検察官、あるいは被告人、弁護側、あと裁判所、こういった形での当事者構造をとつておるわけですが、再審請求審につきましては、再審請求を受けた裁判所が職権で判断していく、審理をしていく手続でございます。そのために、その審理も非公開となつております。

そういうことから、確かに、その職権手続で

どのような審理を行うかということは個別事案に即してその裁判所において進めているものでございまして、そういう形で、通常審に比べますと、そういうふた審理の手続に関する規定、そういうふたものは少ない状況にございます。

○谷垣国務大臣

今の階委員の問題意識に私も十分お答えする能力があるかどうかわからんのですが、かなり多面的なことを考えなければいけないのではないかと思います。

現行制度のたてつけは、要するに、いわゆる原判決をした裁判所で行うという仕組みになつております。今委員のおつしやつたように、簡単な事件は別としまして、現実に、複雑な、相当長期を要しているようなものに関しては、必ずしも裁判官の顔ぶれが同じということはほとんどあり得な

ぜひ、ここはしっかり検討していただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げた二つ目の点なんですが、過去の再審開始決定は、死刑判決を下した裁判所ではなくて、その上級審が決定していると

なぜそのかどこのことを私なりに考えてみますと、やはり、過去に自分たちが下した判決を同じ裁判所、幾らその裁判官自体がメンバーが変わっているとはいえ、過去の先輩がやつたことを否定するわけでございますから、なかなかやりにくいのかなと。

やはり、私としては、現行法、刑訴法四百三十八条で、条文としては「再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。」ということになつていますけれども、これは見直して、再審の請求があつた場合には第三者的な裁判所でこれを審理した方が、より客観的な、かつ妥当な審理ができるのかなと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○階委員

大臣にも問題意識は共有していただけたのかなと思っておりますけれども、やはり、予測可能性がないまま再審の請求の審理が長引くということは、当該死刑囚にとつても、また被害者にとってもよくないことだと思っていますので、

いのが現実だと私は思います。

それに加えまして、では、どういうところに持つていくのかというのも、けさ大分いろいろ聞いてみたんですが、どうもいろいろな要素があるようでございまして、再審の構造とあわせて、それは、地裁で判決を出したら高裁に持っていくのがいいのか、あるいは最高裁にいきなり持っていくのがいいのかといつても、それぞれかなりの問題があるように、けさの段階で私は認識をいたしました。

また、この点については、余り答弁に長々使つてもいけませんので、個別にわたることは差し控えますが、もし御関心があればまた刑事局長にお聞きをいただきたいと存じます。

○階委員 では、そこは後で聞かせていただければと思ひます。

次に、第三の点です。

捏造疑惑が出てきたということで、きのう、S T A P 細胞でも小保方さんに同じような疑いがかけられているということで、やはり、多分、捜査機関の方としては、それに対して承服しがたいから即時抗告だということで、きのうも答弁されたと思うんですね。ただ、確かに承服しがたい気持ちもわかるんですけども、疑いをかけられるよ

うなことを今までしてきたということは真摯に反省していただかなくてはいけないと思っておりま

す。

あの村木事件のフロッピーディスクの偽造の問題、それから、私も取り上げました、石川さんの捜査報告書の偽造の問題なども過去にあった中で、

この捏造というのを、闇に付すといいますか、ちゃんと真剣に調べないまま、国民に説明責任も果たさないまま終わらせてしまうというのは私は問題だと思つております。

既に捜査機関への信頼が失墜した中にあって、

こういう問題、こういう指摘が裁判所からあつたわけですから、早急に国民への説明責任を果たす、その観点から、直ちに法務省としても内部調査を行つて真相を明らかにすべきではないかと思いますけれども、この点、大臣、いかがでしようか。

○谷垣国務大臣 きのう、鈴木貴子委員の御質問にも、日々に新たにというような言葉で私は御答弁を申し上げたところでございますが、今現実に即時抗告を申し立てているところでございますので、私が、証拠の評価はどうあるべきかとか、そういう問題について詳細に申し上げるのは差し控えたいと思つております。

ただ、即時抗告審で再審開始決定の当否をめぐつて審理が行われるわけでござりますから、少なくとも、静岡地裁であいう指摘を受けているわけでござりますから、当然のことながら、検察としては、証拠等々をどう評価するかということを真剣に模索しながら臨むのではないかと考えております。

○階委員 捏造があつたかどうかということ、今回再審開始決定が妥当かどうかというのは必ずしも一体ではないと思っていまして、捏造があつたかどうかというのは、まさに捜査機関に犯罪行為があつたかどうかということで、仮に捏造があつたとすれば、当然、捜査機関としては、四人

も殺人して、そして住宅に火をつけたという重大な事件ですから、もし有罪になれば死刑だということは当然予測可能。にもかかわらず、有罪を決定づけるような証拠を捏造したというのであれば、いわば、私は、捜査機関による袴田さんに対する殺人罪の間接正犯だと思います。

それぐらいの重要な問題があるということであれば、私は、確かに、裁判の手続にのつとつて即時抗告をしていくというのもいいでしようけれども、この捏造疑惑に対しても、きちんとやはり法務省として対応して、疑いがあれば晴らしていく。また、仮に、万一事実ということであれば、関係者の適正な処分と再発防止策ということを講じていただければ私はまずいのではないかと思います。もう一度、大臣に御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 その点は先ほどの繰り返しになりますが、当然、即時抗告の過程の中で問題点が明らかになつてくると思いますし、適切に検察と

しておらず、私としては、現在、この即時抗告に関する裁判所で審理が行われるということを重視したいと思っております。

○階委員 裁判の話と捏造の話を私は切り分けるべきだと。なぜなら、捏造という問題は組織の信頼性にかかわってくる問題ですから、それはやはり、疑いで、根も葉もないということであれば晴らしていかないと組織のトップとしてはまずいのではないかということで、あえて私は法務省の立場に立つて申し上げているという面もあるということを御理解ください。

これがうやむやにされて、国民に対して説明責任を果たせなければ、多分、この間の報道ぶりからして、多くの一般国民は、検察がまた捏造したなどということで終わってしまいます。裁判の経過に任せていけば、どんどんそういうふうになつてしまふと思いますから、私は、大臣のお立場であれば、早く、捜査機関への信頼を回復するための手だてを講じるべきだということを重ねて申し上げます。

そして、四つ目の点に移らせていただきます。

身柄釈放が、まだその再審開始決定も確定していない段階でされたということについて、私は、

過去の例と比べて特別であるということを御指摘申し上げました。

ちょっと前提として事務方にお尋ねしたいんです。が、今回のこの再審開始決定の身柄釈放を決めた部分について、これだけ取り出して異議申し立てをしたというような報道に接したんすけれども、これは間違いないかどうか。そして、仮にそうであれば、その異議申し立てに対して今どういう状況になつているのかということを御答弁いただけますか。

○林政府参考人 今回の再審開始決定には、再審を開始するという決定の部分、それから、死刑及び拘置の執行を停止する、こういう決定部分、この二つの部分がござります。それにつきまして、後者である死刑及び拘置の執行を停止するという決定部分については、検察官は通常抗告というものをいたしました。それが棄却されているということになつてござります。

○階委員 という状況で、身柄釈放ということが

続いているわけですけれども、そもそも、死刑の場合に、刑の執行ではなくて身柄を拘束しているのは、拘置という法律的な整理になるんだそうです。刑の執行ではないということなんですが、

一方、法律上の条文で言うと、刑訴法四百四十八条の二項ということなんですが、「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。」ということで、刑の執行は停止することができます。刑の執行ではないということなんですが、先ほど言つた、死刑囚の拘置について停止できるという条文はありません。

過去には、私の模範六法、免田事件の裁判例が

載っていますけれども、死刑の執行を停止した場合、刑法十一條二項の拘置の執行を停止することはできないというような裁判例もあつたそうですが、こういう状態だと、今回はたまたま、裁判所の英断と私は思いますけれども、英断で、身柄の釈放がされましたけれども、今後またこういう結論が導き出されるかどうかはわからない。

過去の例を見ると、免田事件というところで先ほどの裁判例があつたわけとして、むしろ、四百四十八条二項が、あえて刑の執行停止といつて拘置の停止というのは言つていないうことを根拠にして、引き続き身柄を拘束し続けるということにもなりかねないわけでありまして、私としては、条文を改正して、この部分については、死刑囚の再審開始の場合も、刑訴法四百四十八条二項を準用して、拘置を停止できるようにすべきではないかと思うんですが、この点、大臣いかがお考

えでしようか。

○谷垣国務大臣 確かに、今、階委員がおっしゃったように、四百四十八条二項は、明文では拘置の執行を停止するということは書いておりません。

かつては、拘置の執行を停止できないという、明文規定がないことを理由にこれを否定する見解もあつたようでございますが、いわゆる松山事件や島田事件等々で、この二項によつて拘置の執行を停止したという例が重なつております。そういう解釈に基づいて、この四百四十八条二項によつて拘置の執行を停止することができるということで運用がなされているものというふうに理解をしております。

先ほど刑事局長が、拘置の執行の停止に対する特別抗告を申し立てたと言つておりますが……（階委員「通常抗告」と呼ぶ）通常抗告をしたと言つておりますが、あれも、このような解釈を前提として、四百四十八条二項としてそういう判断が裁判所はできるんだけれども、それに対して通常抗告をしたということですざいまして、この解釈 자체は検察も否定しているところではございません。

○階委員 一点確認ですけれども、再審開始決定のときに身柄が釈放されたのは、今回が初めてじゃないかと。今、大臣の御答弁だと、過去の事件でもあつたというふうにおつしやつたんですけど、いかがですか。

○谷垣国務大臣 確かに、先ほどの島田事件、松山事件と申しましたのは、再審無罪判決後にそのような判断をしたということですざいます。

○階委員 ですから、再審開始決定のときに釈放されたというのは今回が初めてのケースですが、大臣の御答弁からすると、今回のような扱いというのはもう解釈上確立されていて、裁判所の裁量で釈放することは全く問題ないんです、法改正をしなくてもいいんですということをおつしやられたということでよろしくございますね。

○谷垣国務大臣 そのような解釈が確定していると考えております。

○階委員 よくわかりました。

それで、今回の開始決定の翌日に、これは衝撃的だつたんですけれども、袴田事件の被害者の方の中で唯一生き残られた長女の方が亡くなられていました。新聞記事によると事件性はないということです、この再審開始決定との因果関係が明らかでないんですけども、これは大臣にお聞かせ願えればと思うんですが、当然、大臣の立場でも御関心を持っていることだと思いますが、この再審開始決定と因果関係がないということは言い切れますか。

○谷垣国務大臣 私も、この記事が出たのは早速拝見しまして、承知はしているんです。ただ、法務大臣として、被害者の御遺族が亡くなつたか否かというのを、こういう形では知つたわけでござりますから、ちょっとそれに関して申し上げるのは差し控えたいと思います。

○階委員 一般論として言えば、被害者の遺族の方が、真犯人は見つかって死刑囚になつて、いざ

れ死刑が執行されるだらうと思つて長年過ごしてきました、ところがその死刑囚というのは実は無罪かもしれないということです、再審開始決定が下されたということになると、非常に心理的なダメージは大きくて、自分の今まで我慢してきたのは何だつたんだろうと思って、場合によっては、言い方に注意しなくちやいけないですけれども、みずから命を絶つといったことだつて想定されなくはないと思うんですね。

そういう心理的ダメージも考えるのであれば、やはり、こういう決定がされた後、捜査当局なりしかるべきところから被害者の心のケアというのはされるべきではないかと思うんですけども、事実関係として、こうしたケアというのはされたのか、あるいはそういうことを考えておられるのか、事務当局からお願ひします。

○林政府参考人 お尋ねの、こういった特定の個別事件でそういう対応がなされたかどうかということについては、検察当局の活動内容にかかわる事柄でございまして、お答えすることは差し控えたいと思います。

なお、被害者に対する配慮あるいは被害者の御遺族に対する配慮というものが重要であることはもとよりでございますが、そういう場合、検察においては、こういった裁判結果でありますとか加害者の釈放等については、御遺族の御要望があるなし、そういう有無等を踏まえながら、そういう個別の中で説明の要否あるいは内容等について判断していくものと考えております。

○階委員 再審開始決定になつて冤罪が晴れると

いうのはこれはこれでいいことでありますけれども、一方では、被害者にとつてみると、真犯人がいなくなる、わからなくなつてしまふということです、その心理的なダメージにも私は配慮する必要があると思っていまして、この手の事件があつたんだろうと思って、場合によっては、言い方に注意しなくちやいけないであります。ならばそうしたことにも目配りする必要があるのではないかということをお伝えしたいと思います。

また、この点については、どうしたことが考えられるのかというようなことは私も考えていました。そこで、死刑執行についてもちょっと話をしたのですが、三月の三十一日に再審請求が棄却された飯塚事件というのがありました。この飯塚事件では、再審請求の準備中に死刑が執行されたということです。再審請求手続が逆に始まつていれば死刑が執行されていなかつたのではないかといふ気もしますが、この点について、参考人、いかがでしようか。

○林政府参考人 再審請求手続が始まつていれば死刑は執行されていなかつたのではないかといふこの御質問、仮定の御質問に関してはお答えをしかねるところでございます。

なお、死刑執行に関しては、個々の事案について関係記録を十分に精査して、刑の執行停止、再審事由の有無等について慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて法務大臣において死刑執行命令を発することとされているものと承知しております。

なお、再審請求は、法文上は、法務大臣が死刑の執行停止を命ずる事由には当たらないといふこ

ととなっています。

○階委員 事実関係を参考人からお願ひしたいと

思いますが、きのう、田嶋委員からの質疑の中で、

確定死刑囚が百三十人ぐらいいる中で、再審請求

中が八十何人という御答弁があつたと思ひます。

再審請求の手続中に死刑執行がされた事案は過去

にあるのか、あるとすればどのようなケースだ

ったのかということを教えていただけますか。

○林政府参考人 まず、平成二十六年三月三十一

日現在で未執行の死刑確定者は百三十一人おりま

して、そのうちの再審請求中の者的人数は九十人

となつております。

その上で、過去に再審請求中に死刑の執行が行

われた事例はあるものと承知しております。

なお、その当該事案の内容等につきましては、

未執行の死刑確定者の心情に与える影響等に鑑み

まして、お答えは差し控えさせていただきたいと

思います。

○階委員 過去に再審請求中に死刑執行がされた

事案があつたということなんですが、再審請求中

ということであれば、場合によつては冤罪という

可能性もあるわけで、私はここは非常に慎重でな

くてはいけないと思っております。

一方、この委員会でも以前に議論をさせていた

だいたんですが、大臣は、死刑執行の命令を下す

際には記録を精査して慎重に判断されるというこ

とだつたんですが、その大臣の目に触れるという

か上がつてくる案件というのはどこでどのように

して選ばれているのだろうか。まさか確定死刑囚

百三十人全部の記録に目を通すわけにはいかな

いと思いますので、事務方がセレクトして上げてくるんだと思うんですが、その基準とかその方法とかはどうなつてているのかということを参考人からお願ひします。

○林政府参考人 死刑執行の判断につきましての

内部的な手続等にかかる事項については、お答

えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

死刑執行に関しては、個々の事案について関係

記録を十分に精査して、先ほども申し上げました

が、刑の執行停止、再審の事由の有無等について

これを慎重に検討し、これらの事由等がないと認

めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし

て、法務大臣において判断しております。

また、その過程において、刑事局を含めた法務

省内の関係部局の検討を経ているものでございま

す。

○階委員 私が最近読んだ本で、大臣に死刑執行

を判断していただく前に、死刑執行起案という刑

事局内部の手続があると聞いたんですけども、

これはどのようなものなんでしょうか。

○林政府参考人 ただいま申し上げましたが、死

刑執行に関しては、個々の事案について関係記録

を十分に精査して、刑の執行停止、再審事由の有

無等について慎重に検討し、これらの事由等がな

いと認めた場合に死刑執行命令を発することとさ

れています。

その過程において、刑事局を含めた法務省

内の関係部局が、今申し上げた点等について十分

な精査、検討をしております。その際、委員が今

言われた起案というものと一致するものであるか

どうかはもちろん定かではありませんけれども、検討に必要な書面の作成をしているところでござります。

○階委員 これは、死刑執行起案という、担当の

検事がこの死刑執行に問題がないかどうかというのをまず判断した上で大臣に最終的な判断を仰ぐ

というやり方だと、まさに担当の検事が生殺与奪

の権を握っているということなんですが、法制度

としては、死刑囚については六ヶ月以内に執行と

いうことで、機械的と言つたら語弊がありますけ

れども、ある程度の基準は客観的に定められています

けれども、ある死刑囚については六ヶ月以内に執行と

私も、なかなかお答えが難しいなと思つてここに立たせていただいたんですが、冤罪を防ぐという点になりますと、恐らく、先ほどの担当する検察官の調査もそうですし、私も記録を精査するときに考えておりますのは、やはり行為者の同一性といいますか、要するに、この人がこの事件の実行行為者である、その情状に対するような意見はいろいろあるだらうと思いますが、私自身は行為者の同一性というところを一番注意して、もちろん、私はプロの刑事裁判官でもありませんし、プロの検察官でもございませんから、私の能力は限界があるだらうと思います。しかし、私が一番精査すべきことはその同一性である、実行行為をした人がこの人であるか、そのところを、私の能力の及ぶ限りきっちと精査をする。

そのほか、いろいろ考え方なければならないことはあるうかと思います。今のお答えが十分かどうかはわかりませんが、私としては、そのように考えて対応しております。

○階委員 私は、谷垣大臣は、そのあたりは重々考えてやられる大臣だと思つていますから、その点は信頼しておりますけれども、もつとシステムとして考えた方がいいのではないか、どなたが大臣になられても、あるいはどなたが担当検事であつても、間違いのない死刑制度の運用というのがされるようなシステムのも考えていかなくちやいけないのではないかということをお伝えしておきます。

その上で、ちょっと残りの質問は時間の関係で後回しにしまして、外弁法の話に戻りたいと思い

ます。

まず、この改正の必要性ということなんですが、今回の改正の目的として、国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応ということがきのうの趣旨説明でもあつたかと思うんですが、現在の制度では対応できないのだらうかということです。

この点について、大臣から御説明をお願いします。

○谷垣国務大臣 ちょっと私も頭を切りかえませんと。

確かに、今おつしやったように、非常に複雑多様化、専門化、国際化している、先ほど副大臣からも御答弁があつたところでございますが、こうした法的ニーズに今まで外国法事務弁護士という方々が対応してこられた、これだけ複雑化してまいりますと、これまで以上により的確に対応することが必要になつてくるだらう。

そこで、平成二十年の三月に閣議決定された規制改革推進のための三ヵ年計画という中でも、これまで以上に的確に外国法事務弁護士に対する法的ニーズに応えるということを目的とする、そういうふうになつております。

委員の御質問は、今までの制度では応えられなかつたかというものでございましたよね。（階委員「はい」と呼ぶ）応えられないというわけでは必ずしもなかつたとは思います。ただ、やはり法人化することによって、その組織なり全体の対応力がより充実したものになつていくということはそのとおりだと思います。

それから、地方にやはり支所を設けるというこ

と。今まで東京三会に集中する傾きがございましたけれども、地方にそういうニーズがないとは言えないと思いますので、そういう面で、今までよりも国際化や事件の複雑化に対してより適切な対応を図つていくことではないかと思います。

○階委員 私が見る限りでは、国際化、専門化及び複雑多様化に的確に対応というよりは、外国の要望に的確に対応しているという感じもするわけです。

○階委員 私が見る限りでは、国際化、専門化及び複雑多様化に的確に対応というよりは、外国の要望に的確に対応しているという感じもするわけです。

まず、その立法の必要性が仮にあつたとしても、手段として相当なのかどうかということもちろんと考えておかなくてはいけないと思っていますけれども、なぜこの A 法人、B 法人という中の A 法人、法律でいうと外国法事務弁護士法人となりますけれども、それを設立することが従来よりも国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応できることになるのか。

先ほども副大臣の方から御説明がありました。支店で地方のニーズにも対応できるとか、あと、引き継ぎが容易であるとかいう法人のメリットも挙げられましたけれども、何かちょっとびんとこないところもありますので、もう一度大臣から、この法人をつくることによって的確に対応できるようになるんだというその根拠ないし理由を御説明いただけますか。

○谷垣国務大臣 今度の制度改正が認められますと、先ほど申したことの繰り返しになるかもしれません、資格取得国が異なる者を含む、例えばイギリスであつたりアメリカであつたり、あるいは

はオーストラリアであつたり韓国であつたり、そ
の複数の資格者が法人として組織されるというこ
とが可能になります。そして、業務の共同化ある
いは分業化、専門化というものが進むということ
で、利用者に今までよりも質の高い多様な法律事
務が提供され得るのではないかというのが一
つでございます。

それから、これも先ほど申し上げましたけれど
も、複数の事務所の設置が可能となるということ
によつて多様な外国法サービスを全国的に展開す
ることがやりやすくなつてくるということ。

それから、法人化することによって、受任主体
が法人だということになりますと、業務担当者等
の交代等が円滑になるという面もあるでしようし、
それから、社員が法人と連帶して責任を負うとい
うことになりますので、依頼者に対する事務所の
賠償能力というか、補償能力というか、そういう
ものが強化されるということになると思います。

それから、法人名義で財産を持つとか、借り入
れるとか、あるいは従業員の雇用を行うというこ
とが可能になりますので、いわば事務所の足腰を
強化することができるようになるのではな
いか。

そういうメリットがあつて、それが国民の法的
ニーズに十分応えていく効果を私どもは期待して
いるということでございます。

○階委員 今の説明で手段が一定の相当性がある
ということはわかりましたけれども、私は、もつ
つまり、日本の弁護士でも弁護士法人というの

はつくれるわけでして、日本の弁護士は外国法の
仕事も当然ながらできるわけですね。問題は、日
本の弁護士がそういう仕事をするスキルがない。
だから、そのスキルをどんどんつけてもらおうと
いうことで、私は、法科大学院制度、法曹養成制
度の改革というのがなされたんだと思つているん
ですね。

そういう方向で法曹養成制度改革を進めてい
こうというのが、これまで政府が目指していた方
向ではなかつたのかということを確認させていた
だきたいんです。

○谷垣国務大臣 階委員のおっしゃったことは、
私もそうだと思います。

平成十三年の六月十二日、司法制度改革審議会
の意見書にも、国際化時代の法的需要に十分対応
するため、弁護士の専門性の向上、執務体制の強
化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際
化の要請への配慮等というようことが挙げられ
ております。そういうことを通じて国際化への
対応を強化すべきであるというふうに言われてお
ります。

それから、昨年六月に法曹養成制度改革検討会議取
りまとめというのをいたしましたが、その中でも、
関係機関や団体等の連携のもとに、日本の弁護士
の海外展開を促進し、また、日本の弁護士が国際
案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展
開業務を充実させる必要があるというふうにされ
ております。

ですから、私ども国といいますか法務省として
も、そういうことを目指していることは事実でござ
りますが、今後とも努力をしなければならない

点があるだらうと思います。

○階委員 ですから、法曹養成制度改革で国際業
務をする弁護士がどんどんふえていれば、実は今
回の改正は必要なかつたのではないか、十分に国
際化、専門化、複雑多様化のニーズに応えられ
いるというふうになれば、あえて外国法事務弁護
士法人なるものを日本の弁護士法人のほかにつく
る必要はなかつたのではないかというふうに思う
わけです。

実際問題、法曹養成制度改革の結果、国際的な
業務に従事する弁護士がどの程度ふえたのかとい
うことをもし把握されているようであれば、これ
は数字ですので事務方でも結構なんですが、お答
えいただけますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

法曹養成制度改革の結果、国際的な業務に従事
する弁護士数がどの程度増加したかという点につ
きましては、国際的な業務というのをどう定義づ
けるかなどの問題もございまして、具体的な数字
としては直接は把握してございません。

ただ、外国法事務弁護士に雇用されている弁護
士という観点で見ますと、平成十七年四月一日に
雇用が解禁された後、平成二十五年四月一日現在

で合計四十六名となつております。また、外国法共同事業にかかる弁護士について見ますと、平成十七年四月一日時点におきましては、事業数は十九、被雇用者を含め事業にかかる弁護士数は三百十二人でございましたのが、二十五年四月一日現在では、事業数は三十六、弁護士数は六百七十七人となつております。増加傾向にございました。

また、弁護士の海外への進出という観点から見ますと、大手事務所に対するアンケートに基づくものではございますが、海外展開拠点の状況として、本年一月の時点におきまして、中国、ベトナム、シンガポール、タイ、ミャンマーなどに合計二十カ所以上の海外拠点が存在しており、これらの拠点において、四十名以上の日本の資格を持った弁護士が活動をしてござります。また、海外出向研修の概況いたしましても、アメリカ、イギリスを中心とする欧米諸国に約四十名弱、中国、シンガポール、ベトナムなどのアジアの諸国に約四十名弱の法曹有資格者が出向し研修を行つてゐる、これは大手事務所の状況でございますが、以上の状況でござります。

○階委員 今、日本の弁護士がどういう仕事をされているのか、それを踏まえた上で、こういう新たな法人が必要なのかどうかというのを説明いただけると、より納得性が高まるのではないかと思います。

あと、私の資料でいうと、資料の一番最後、資料七というのをごらんになつていただけたらい

んですが、「外国法事務弁護士の登録状況内訳」、

平成二十五年四月一日現在なんですが、弁護士会別で見てみると、やはり東京三会が圧倒的に多くて、大阪、愛知はちょっと桁が違つてきているということで、ほかは推して知るべしというような状況でござります。

先ほど、わかりやすく支店と申し上げましたが、正確には従たる事務所と、この従たる事務所の設置が認められるというお話をしたけれども、果たしてそのニーズはあるのだろうか。地方に従たる事務所を展開していくようなニーズは今のところないような気がするんですが、こうしたデータを踏まえても、従たる事務所の設置を認める必要があるというのであれば、その理由を、大臣、お答え願えますでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、先ほどもちよつと申し上げましたし、今も委員が指摘されましたけれども、現に、登録されている外国法事務弁護士は九割が東京三会に集中しているということは事実でござります。

それで、今まで法人化というものが認められておりませんでしたから、従たる事務所も設置することができなかつた。今後、東京以外の都市にも、具体的にどうなつていくかはこれから展開を見なければわからませんけれども、それが設置することができるようになる、利用できることになるのではないかと期待しているところでござります。

○階委員 一枚戻つていただきて資料六を見て

ただきたいんですが、この外国法事務弁護士の業務実態というところで、下の方に、バツを二つ冒頭につけている項目があります。日本の弁護士は日本法及び外国法を取り扱うことが可能であるのに対し、外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務を取り扱うことがまずバツ、それから、我が国の裁判所、行政府での手続に代理人として関与することもバツだということが書かれております。

日本法に関する法律事務を取り扱うことについて、どうやってその規制が守られているかどうかをチェックするのかということについては、先ほど質疑の中でも触れられていましたので、ここはちょっと飛ばさせていただきまして、もう一方の、我が国の裁判所、行政府での手続に代理人として関与すること、これの潜脱行為が行われかねないのではないかという問題意識からお尋ねします。

質問の事前の通告の⑧をごらんになつていただきたいんです。

外国法事務弁護士あるいは外国法事務弁護士法人の業務範囲としては、今申し上げたように、法廷での代理は認められていないんだけれども、一方で、契約書をつくることは可能なわけでして、契約書で準拠法とか管轄裁判所の定めを置くことはよくある話です。この準拠法とか管轄裁判所を海外にすれば、実質的に法廷の代理ということも可能となつて、業務範囲の制限をいわば潜脱できるようなことも可能なのではないかと思つております。

そもそも、これを潜脱というのかどうかも議論

となるかもしれませんけれども、こうした点については、別に問題ないと考えていらっしゃるのかどうか、あるいは、潜脱になるのでチェックしなくていいけないということを考えていらっしゃるのかどうか、これは参考人からお願ひします。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のような場合、もちろん、契約書によつて準拠法や管轄裁判所を海外のものにするということは可能でございますが、そもそも、外国法事務弁護士がとれる事務自体が、出発点から日本法に関する事務はとることができませんので、その意味では、余りそういう状態が多く出てくることはないのではないかというふうには見てござい

ます。

ただ、仮に、潜脱と評価されるような場合があり得るといたしますと、これはもちろん個別具体的な状況に即してということではございますが、日弁連などの関係機関における懲戒等の手続で、そういうふた実態も踏まえた上で適切に判断されるものと承知してございます。

○階委員 この法案に関して、最後にまとめとし

て大臣にお尋ねしますけれども、私は、こういう国際業務については、日本の弁護士、あるいは日本での弁護士法人がなるべく対応するようにして、それでサービスの受け手の利用もより便利になるようにするというのが原則だと思っていまして、それで足りない場合に、海外の弁護士さんの力もかりて、今回のような外国法事務弁護士法人といふものの設置を認めるべきだということで、補完するような役割というのが正しい考え方なのでは

ないかなと思つております。

それは、現在、弁護士さんが過剰ぎみでありますから、そうした方の職域を確保するという意味でも重要なことだと思つていますし、国益を守るという観点からも重要なことだと思つています。

そのあたりの、原則が何で、あるいは例外といふか補完すべきものが何かというの、私は、大臣として明確な見解をお示しすべきではないかと思つていますが、大臣のお考え、日本の弁護士のあり得べき姿、そして海外の弁護士にどのように国内で活躍してもらうのかということの調和といふかその関係について、御説明いただけますか。

○谷垣国務大臣 私は、今委員がおっしゃいましたように、弁護士の数がふえているということも事実でございますから、日本の弁護士は、もちろん国内法事件も充実して、さらに職域も広げていく、これは努力をしなきやいけない、法務省としても大きく関心を持っているところでございますが、それと同時に、外国法についても職域を広げてもらいたいと思つております。

○階委員 ぜひよろしくお願ひします。

最後、わずかな時間となりましたので、ちょっと途中で割愛したところに戻りますけれども、袴田事件を受けて、今、法制審では新時代の刑事司法制度支援をするのは非常に大事なことだと思つておりますし、単に法制度をつくるというだけではなくしに、法律家の養成等々をお手伝いするという

ことが、その国との長い友好関係にも非常に意味がござりますし、さらに、日本との経済関係等々も、日本が相当寄与してその国の法制度を高めていったということになりますと、日本との経済関係にもプラスの面がたくさんあるだろうというふうに思つております。

したがつて、そういう業務に日本の法律家がどんどん業務を広げて参画してもらいたい、そのことは法務省としても積極的に後押しをしたい、このように考えていくところでございます。

他方、では、外国法事務弁護士はどういう仕事をしていただきべきかということになりますと、

これはもちろん、日本の国内法には関与することができません。それぞの御専門の外国法を中心にして仕事をしていただいて、法の支配に関する基盤をつくつていただく。

その意味では、外国法事務弁護士と日本の弁護士が扱うあれば必ずしも、補完関係と言つていいのかどうか、実は私も十分考え方詰めているわけではなくて、それは、それぞれの長所とする分野というところでそれぞれ競争されたらいいのではないかと私自身は思つております。そこらあたりもまたよく勉強させていただきたいと思います。

○階委員 ぜひよろしくお願ひします。

一つは取り調べの可視化です。その特別部会にかけられたたき台の中で、全過程可視化を原則とする第一案と、部分的な、裁量的な可視化を目指す第二案というのがあるんですが、私は、第一案が中心となるべきだと。

袴田事件でも、実は、今回の再審請求の中では

余り触れられていなかつたんですが、四十五通の自白調書のうち、四十四通の任意性が否定され、原判決では一通だけ証拠能力が認められたということなんですが、もし全過程可視化であれば、残り一通についても、その前後の状況から不採用になり得たということもあり得るかもしれません。

こうした取り調べの全過程可視化ということと、それから、そのたき台からは漏れているんですが、二月十四日の参考資料で小野委員という方から、再審請求審においても、公判前ないし期日間整理手続と同等の証拠開示が行われるべきだという意見が出されておりまして、これに同調する委員からの意見も多数ありました。この点についても積極的に進めていただきたい。

それから最後に、証拠隠滅罪等の引き上げということがたき台にありますけれども、捜査機関が同種の罪を犯した場合にはさらに加重すべきだという議論が、従前あつたものがたき台からは漏れていますので、この点についても、今回の件を受けて、検察あるいは捜査機関の信頼回復という観点から、しつかり検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

以上、時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。